

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項
〔（介護予防）訪問入浴介護〕

1. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
重要事項説明書	重要事項説明書に記載する項目が不足していた。	平11老企第25号で例示されている項目（運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制）については、漏れなく記載してください。

2. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
介護職員等処遇改善加算	①介護職員処遇改善計画書等をすべての職員に周知していることが確認できなかった。 ※加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	→すべての職員に以下の内容を周知してください。 (1)処遇改善に係る計画書 (2)任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む） (3)資質の向上の支援に関する計画 (4)介護職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の仕組み (5)計画の期間中に実施する処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）
	②上記(5)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していることが確認できなかった。 ※加算（Ⅰ）（Ⅱ）	→上記(5)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法（介護サービスの情報公開制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業の特色」欄で選択すること）により公表してください。
令和7年度以降の介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和7年2月7日老発0207第5号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。		